

◆知っておきたい労働基準法！

働くようになると、「労働基準法」という法律を知っておく必要があります。自分を守るためのルールにもなりますので、基本的な知識を覚えておきましょう。

①労働条件の明示

労働者を採用するときは、書面で労働条件を明示しなければなりません。

②賃金

賃金は通貨で、直接労働者に、全額を、毎月1回以上、一定の期日を定めて支払わなければなりません。また労働者の同意があっても最低賃金額を下回ることはできません。

③労働時間

労働時間の上限は、1日8時間、1週40時間(一部の業種は44時間)です。

④休憩・休日

1日の労働時間が6時間を超える場合には、45分以上、8時間を超える場合には、1時間以上の休憩を、勤務時間の途中で与えなければなりません。少なくとも1週間に1日、または4週間を通じて4日以上以上の休日を与えなければなりません。

※労働条件については、会社が作成する書面(労働条件通知書等)で必ず確認しましょう！

⑤割増賃金

時間外労働、休日労働、深夜労働(午後10時から午前5時)を行わせた場合には、割増賃金を支払わなければなりません。

岐阜県の最低賃金(平成29年10月1日～)
800円(時間額)
※特定(産業別)最低賃金以外

⑥年次有給休暇

雇い入れの日(試用期間含む)から、6カ月間継続勤務し、全所定労働日の8割以上出勤した労働者には年次有給休暇が与えられます。

⑦解雇・退職

やむを得ず、労働者を解雇する場合は、30日以上前に予告するか、解雇予告手当(平均賃金の30日分以上)を支払わなければなりません。

⑧就業規則

常時10人以上の労働者を使用している場合は、就業規則を作成し、労働者代表の意見書を添えて、所轄労働基準監督署に届け出なければなりません。

資料出典：厚生労働省「労働基準法の基礎知識」より

◆お問い合わせ先

岐阜八幡労働基準監督署 ☎ 65-2101 (労働基準法の窓口) / ハローワーク岐阜八幡 ☎ 65-3108

水柱

郡上市消防本部



119番の日 ～大切な人の命を守るために～

みなさんは11月9日が何の日かご存知ですか。11月9日は119番の日とされています。そこでいざという時のために、119番通報についておさらいしておきましょう。

《直ちに119番通報》

近年、救急車の出動件数、搬送人数ともに増加しています。また、救急車で搬送された人の約半数は入院を必要としない軽症という現状もあります。

そこで、みなさんに救急車を正しく利用していただくため、周りの人でこんな症状を確認した場合はすぐに119番通報をしてください。

《大人》

- 突然の激しい頭痛
- 突然のしびれ
- 吐血、下血
- 顔半分、体半分が動きにくい
- 胸、背中の激痛、締め付けられるような痛み
- 急な息切れ、呼吸困難
- 激しい咳、呼吸が苦しく顔色が悪い



《子ども》

- 手足が硬直している
- けいれんがある
- 意識が無い
- 顔が青白い
- 異物を飲み込んだ



《その他》

- 交通事故にあった
- 水におぼれている
- いつもと様子が違う



救急車を呼ぶべきかどうか判断に困った場合に参考にしてください。

救急車の到着までにはどうしても時間がかかります。その間には、応急手当が有効となります。大切な命を救うため、いざという時に備え正しい応急手当を身につけましょう。消防本部では応急手当の講習を行っていますので、詳しくは最寄りの消防署までお問い合わせください。また、救急車が到着するまでに保険証や診察券、普段飲んである薬などを準備しておきましょう。

☎ 問 郡上市消防本部
67・0119